

令和2年度 千早赤阪村地域防災計画 改定方針と修正素案の概要

令和2年12月

目次

1. 令和2年度 千早赤阪村地域防災計画改定方針 ----- 1

- (1) 地域防災計画 修正の背景
- (2) 地域防災計画の構成
- (3) 地域防災計画の修正スケジュール
- (4) 地域防災計画の主な修正事項

参考資料

参-1. 地域防災計画の位置づけ -----16

参-2. 法改正等の動向 -----17

- (1) 最近の法律の制定や改正の状況（平成28年6月以降）
- (2) 災害対策基本法等の一部改正
- (3) 防災基本計画の修正
- (4) 水防法の一部改正

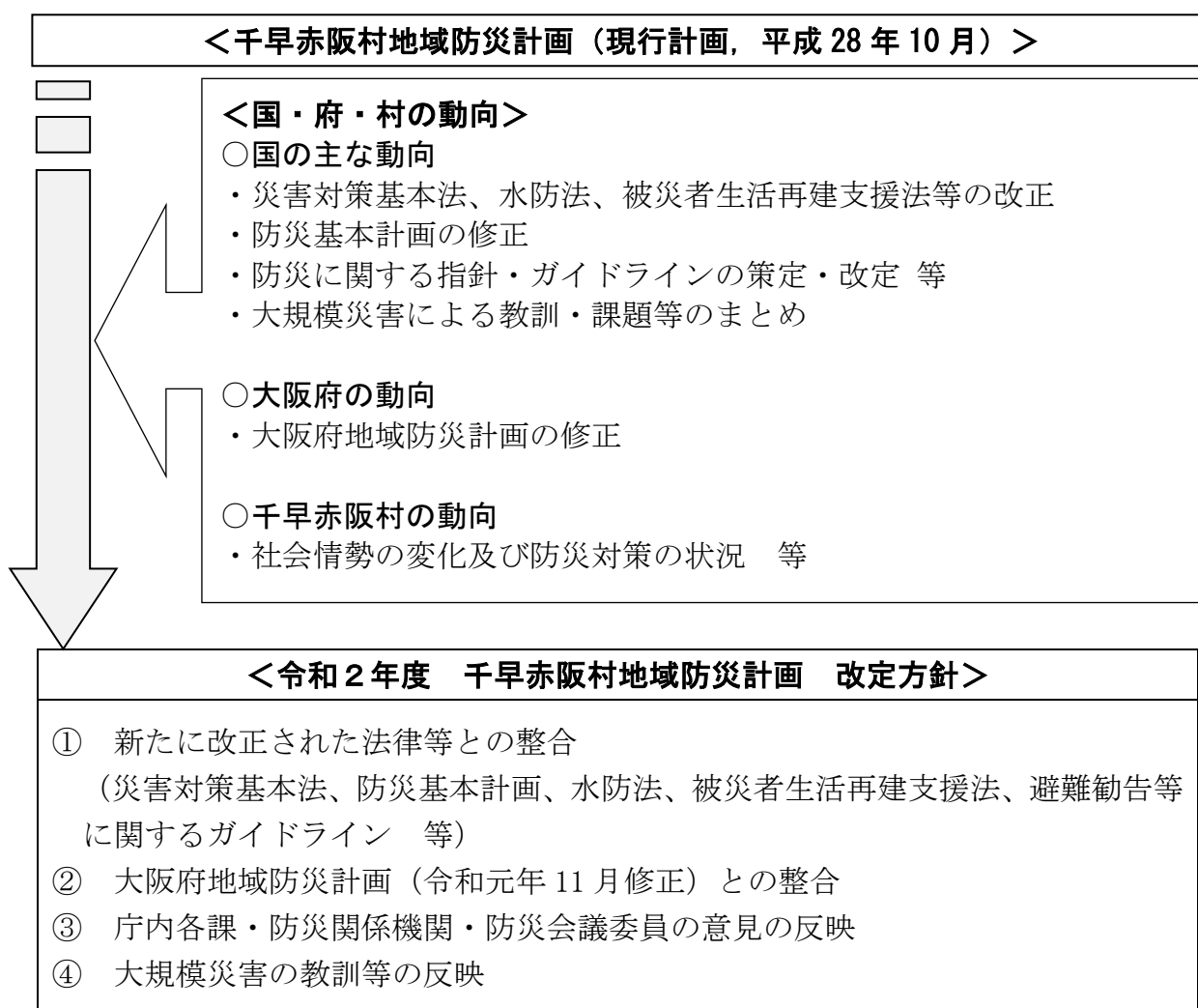
参-3. 過去の災害による教訓・課題のまとめ ----- 23

1. 令和2年度 千早赤阪村地域防災計画改定方針

(1) 地域防災計画 改定の背景

現行の千早赤阪村地域防災計画（平成28年10月）について、現行計画策定以降に改正された法令等に留意して重点的に見直す事項を把握するとともに、改定方針を設定しました。

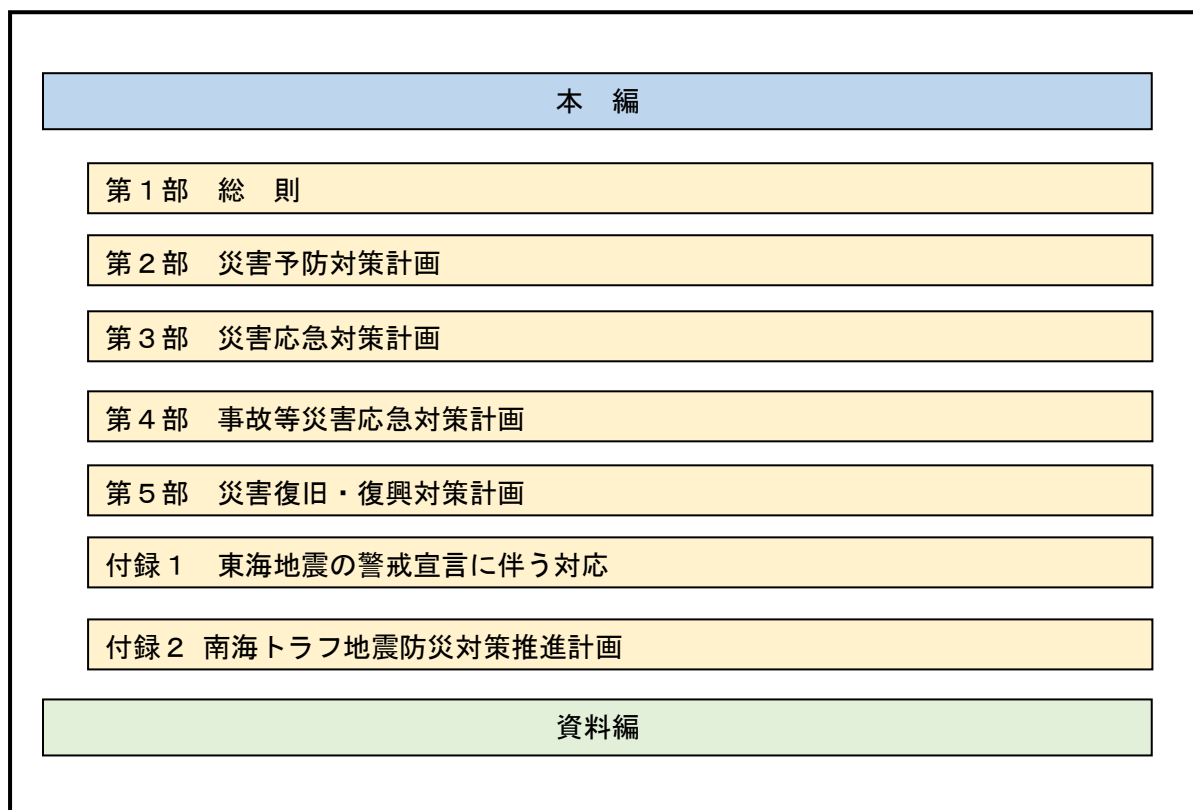
なお、現行計画（平成28年10月）については、平成28年5月までの法改正等について反映されているため、今回の修正では、平成28年6月以降の法改正等の内容について反映するものとしました。



(2) 地域防災計画の構成

地域防災計画は、現行計画のとおり、以下の構成としました。

■ 現行計画の構成



(3) 千早赤阪村地域防災計画の改定スケジュール

千早赤阪村地域防災計画の主な改定の流れは、以下のとおりです。

項目	時期	備考
①改定方針の立案	令和2年8月	
②地域防災計画（修正素案）の作成	令和2年8月～10月	
③防災関係機関への意見照会	令和2年10月	
④庁内各課への意見照会	令和2年11月	
⑤防災会議委員への意見照会	令和2年12月	～12/22まで
⑥パブリックコメント	令和3年1月7日～1月21日	
⑦防災会議	令和3年2月下旬（予定）	書面会議の予定
⑧印刷製本・配布	令和3年3月（予定）	

(4) 千早赤阪村地域防災計画の主な修正事項

千早赤阪村地域防災計画の改定方針を踏まえ、地域防災計画の主な修正事項を以下に示します。

1) 法改正との整合

ア 被災者生活再建支援法の一部改正に伴うもの

- 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和2年3月改定)において、一部損壊のうち半壊等に準ずる程度の被害が生じた住宅(以下「準半壊」という。)を支援対象としたこと、さらに、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」(令和2年12月公布・施行)において、支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯(以下「中規模半壊世帯」という。)が追加されたことから、関連箇所において支援内容等について記載した。

【第3部 災害応急対策計画/第2章/第3節/第2 村における情報収集・被害調査 P. 応急-37~38】

3 被害状況等の把握

表 被害状況調査の報告基準(抜粋)

被害項目		報告基準
住家の被害	中規模半壊	<u>住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家が半壊し、構造耐力上室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ再使用することが困難なもので、具体的には、損壊部分延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。</u>
	準半壊	<u>住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。</u>

【第5部 災害復旧・復興対策計画/第1章/第2節/第4 罹災証明書の交付等 P. 復旧復興-4】

1 罹災証明の発行

村は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、住家の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)及び流出、床上浸水、床下浸水について、罹災証明書を発行する。

なお、証明手数料は免除する。

【第5部 災害復旧・復興対策計画/第1章/第2節/第8 被災者生活再建支援金 P. 復旧復興-6】

1 被災者生活再建支援金の支給

村は、被害状況を取りまとめ、大阪府に報告を行う。大阪府は、各市町村の状況を取りまとめて国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」(最終改正：令和2年法律第69号)の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

また、村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び大阪府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

【第5部 災害復旧・復興対策計画／第1章／第2節／第8 被災者生活再建支援金 P.復旧復興-7~8】

2 被災者生活再建支援制度の概要

(3) 支給対象世帯

自然災害により、

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)

オ 半壊世帯のうち、大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯(中規模半壊世帯)

(4) 支給金額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

・上記(3)ア～ウの世帯 100万円

・上記(3)エの世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

・住宅を建設または購入した場合

200万円(全壊、大規模半壊世帯)、100万円(中規模半壊世帯)

・住宅を補修した場合

100万円(全壊、大規模半壊世帯)、50万円(中規模半壊世帯)

・住宅を賃借した場合(公営住宅を除く)

50万円(全壊、大規模半壊世帯)、25万円(中規模半壊世帯)

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円(全壊、大規模半壊世帯)、100万円(中規模半壊世帯)、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円(全壊、大規模半壊世帯)、50万円(中規模半壊世帯)となる。

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4額となる。

2) 上位計画等との整合

ア 防災基本計画等の修正に伴うもの

- 住民がとるべき行動が直感的に理解できるように設定された「5段階の警戒レベル」を明記して、避難情報を提供することや、災害リスクと住民のとるべき行動の理解促進について記載した。

【第3部 災害応急対策計画／第2章／第1節／第1 大阪管区気象台の発表する気象予警報等 P. 応急-23】

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

2 警報

(略)

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
			洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※1 ※1可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※3	(大雨特別警報(土砂災害))※3
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となり、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)※2 ※2緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※4
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性			

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注1 市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注2 避難勧告等に関するガイドラインでは、土砂災害警戒判定メッシュ情報(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

避難勧告等に関するガイドラインの改定～警戒レベルの運用について～(内閣府)

(注) 避難情報の区分については、見直し(避難勧告を廃止し避難指示へ一本化、災害発生情報の見直し)が行われる予定(災害対策基本法の改正後、来年度より運用予定)

- 災害マネジメントについて支援が必要な場合は「被災市区町村応援職員確保システム」

を活用し、県を通じて総務省に「総括支援チーム」の派遣を要請することができることを記載した。

【第3部 災害応急対策計画／第1章／第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援 P. 応急-18】

第6 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援

村は、総務省、大阪府及びその他市町等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市区町村への応援に関する調整を実施する。

●避難所における新型コロナウイルス感染症へ対応を記載した。

【第2部 災害予防対策計画／第1章／第6節／第3／1 避難所の指定 P. 予防-25～26】

(1) 指定避難所

(略)

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機管理室と健康福祉課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

【第3部 災害応急対策計画／第4章／第2節／第2／4 指定避難所の運営・管理の留意点 P. 応急-67～68】

(略)

さらに、新型コロナウイルス等の感染症については、避難者の密集状態を避けるなど、感染拡大を防止する対策を実施する必要があることから、避難者の避難所到着時に体温測定等健康状態を確認する体制を確立するほか、次のような対策を推進する。

- ・可能であれば、親戚や友人宅等への避難を促進する。
- ・手洗い、咳エチケット等の基本的な対策を徹底する。
- ・避難所の衛生環境の確保を図る。
- ・十分な換気の実施、避難者の十分なスペースを確保する。
- ・発熱、咳等の症状が出た避難者の専用スペースを確保する。
- ・自宅療養者等の避難について、適切な対応を事前に検討しておく。
- ・発症した場合の対応について、適切な対応を事前に検討しておく。

- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めることを記載した。

【第3部 災害応急対策計画／第7章／第4節 緊急物資の供給 P. 応急-91】

(略)

また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては孤立状態の解消に努め、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分考慮するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

- 災害廃棄物処理について、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整することについて記載した。

【第3部 災害応急対策計画／第8章／第2節／第3 災害廃棄物等処理 P. 応急-107】

2 処理活動

(5) 社会福祉協議会やNPO等と連携して、作業実施地区や作業内容について調整、分担するなど、効率的な災害廃棄物等の搬出に努める。

- 土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域にかかる要配慮者の利用施設には、避難確保計画の作成等が義務化されたことを踏まえ、同計画の作成等を促進することや避難訓練の実施について記載した。

【第2部 災害予防対策計画／第3章／第3節／第2 水害減災対策の推進 P. 予防-65】

3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(2) 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下空間等または主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者または管理者は、単独でまたは共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について村長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施し、その訓練結果を村長に報告する。

(3) 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

【第2部 災害予防対策計画／第3章／第4節／第1 土砂災害警戒区域等における防災対策
P. 予防-68】

5 警戒避難体制等

(略)

土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

さらに、村は大阪府と連携して、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

イ 大阪府地域防災計画の修正に伴うもの（令和元年11月修正に対応）

- 広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかけることについて記載した。

【第3部 災害応急対策計画／第2章／第4節 災害広報 P. 応急-47】

第4 大阪府の災害モード宣言

大阪府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

村は、大阪府から災害モード宣言が発令された際は、その内容を十分に把握して、速やかに対応を図る。

1 発信の目安

(1) 台風

気象台の予測で、強い台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合

(2) 地震

府域に震度 6 弱以上を観測した場合

(3) その他自然災害等

その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合またはおそれがある場合

2 発信の内容

(1) 台風

ア 自分の身の安全確保

イ 出勤・通学の抑制

ウ 市町村長の発令する避難情報への注意

(2) 地震

- ア 自身の身の安全確保
- イ 近所での助け合い
- ウ むやみな移動の抑制
- エ 出勤・通学の抑制

- 一般避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う福祉専門職（DWAT）を被災市町村へ派遣できるよう、関係機関と共に体制を整備することについて記載した。

【第2部 災害予防対策計画／第1章／第10節／第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備 P. 予防-40】

2 支援体制の整備

（略）

また、大阪府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の派遣を行うことから、村は関係機関と連携して、受入体制の整備に努める。

- 応援・受援体制の強化：他府県からの応援職員の受入や、府内市町村への応援職員の派遣を中心とした体制を強化することについて記載した。

【第2部 災害予防対策計画／第1章／第1節／第10 自治体被災による行政機能の低下等への対策 P. 予防-7】

3 応援・受援体制の整備

村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努め、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。

(1) 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。なお、大阪府は、村の計画作成を支援する。

(2) 計画に定める主な内容

- ア 組織体制の整備
- イ 他自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ
- ウ 人的応援に係る担当部局との調整
- エ 災害ボランティアの受入れ
- オ 人的支援等の提供の調整

カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ

キ 人的・物的資源の管理及び活用

- 過去の災害教訓を踏まえた修正、国の防災基本計画の修正内容を踏まえた大阪府地域防災計画の修正内容を反映した。

・大阪府による「市町村地域防災計画修正時チェックシート」(H29.3版、H29.11版、H31.1版、R1.11版)より、本村に該当する項目について修正を行い、国および大阪府の修正内容との整合を図った。

- 大阪府の組織改編等の内容を反映した。

・大阪府や関係機関の組織体制や組織名称等の改編・改定等への対応を行った。

3) 村の取組等の反映

ア 「千早赤坂村業務継続計画」に基づく災害時の業務継続体制の整備

「千早赤坂村業務継続計画」(H29.3)において、村長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入れを想定した非常時優先業務について定めたことを反映した。

【第2部 災害予防対策計画／第1章／第1節／第10 自治体被災による行政機能の低下等への対策 P. 予防-6～7】

1 業務継続計画（BCP）の更新・運用

村は、以下の方針に基づき業務継続を図ることとし、業務継続計画（BCP）は定期的に見直し・更新すると共に、適切に運用する。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 村の行政機能が一部停止することによる住民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、村長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。
- (5) 庁舎が被災した場合やコピーやパソコンなどの事務機器が損傷した場合等に備えて、代替案の検討をしておく。また、業務データの喪失などの事態に備えて、バックアップを準備

する。

(略)

3 応援・受援体制の整備

(前出のため省略)

「1上位計画等との整合」の「イ 大阪府地域防災計画の修正に伴うもの」にて記載

イ 災害時事務分掌の修正

水道部の災害時事務分掌について修正を行った。

(※平成 29 年 4 月より、上水道に関する役割は大阪広域水道企業団で実施することとなっているため、災害時の給水活動等については、水道部の事務分掌から削除した)

なお、課名等については、来年度より名称変更される課があることから、防災部以外の各部も含めて、令和 3 年 3 月 31 日までと 4 月 1 日からの課名を記載することとした。

【第 3 部 災害応急対策計画／第 1 章／第 1 節／第 2 千早赤阪村災害対策本部の設置 P. 応急-6】

表 千早赤阪村災害対策本部の任務分担表 (抜粋)

部名	課名等	任務分担
防災部	<u>R3. 3. 31まで</u> 施設整備課 観光・産業振興課 <u>R3. 4. 1から</u> 施設整備課 観光産業振興課 まちづくり推進課	1 災害応急対策及び復旧に関すること 2 公共土木施設に支障がある土砂、廃材等障害物の除去に関すること 3 避難路の確保に関すること 4 河川の巡視に関すること 5 道路、橋梁等公共土木施設、農林業施設の被害調査に関すること 6 雨量・水量等の情報に関すること 7 交通規制に関すること 8 府（富田林土木等）との連絡調整に関すること 9 <u>危険度判定本部との連絡調整に関すること</u> 10 <u>下水道施設の被害調査に関すること</u> 11 <u>水道センターとの連絡調整に関すること</u>

ウ 過年度における富田林土木事務所からの指摘事項による修正

・大阪府による「市町村地域防災計画修正時チェックシート」(H29. 3 版、H29. 11 版、H31. 1 版)を踏まえた整理に対する指摘事項 (8 項目) を受けて修正を行った。

エ 事前復興準備に関する記載について検討し記載した。

【第5部 災害復旧・復興対策計画／第2章／第5節 復興のための事前準備 P. 復旧復興-13】

村は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、住民との共有など、事前準備に努める。

なお、事前準備に関する計画策定については、国土交通省の「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」（平成30年7月）を参考に取り組みものとし、事前準備の具体的な取組内容は次のとおりである。

(1) 復興体制の事前検討

復興まちづくりを進めるための組織体制と、復興手順で検討する各取組項目の実施主体の事前検討

(2) 復興手順の事前検討

被災後の復興まちづくりにあたっての「取組項目」と「手順・手続き（実施時期）」の事前検討

(3) 復興訓練の実施

復興まちづくりへの理解を深め、被災後の復興まちづくりに関する知識や手順等を習得するための訓練の実施

(4) 基礎データの事前整理、分析

基礎データ、まちの課題の事前整理、分析

(5) 復興における目標等の事前検討

被害想定とまちの課題をもとにした、復興まちづくりの目標と実施方針の事前検討

オ 【付録1 東海地震の警戒宣言に伴う対応】は削除した。

カ 南海トラフ地震防災対策推進計画において、【南海トラフ地震に関連する情報】に関する記載を反映した。

【付録1 南海トラフ地震防災対策推進計画】

第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応（新規追加、記載内容は省略）

第1節 南海トラフ地震臨時情報について

1 気象庁による情報の発表

2 南海トラフ地震臨時情報

第2節 防災対応について

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合

第3節 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

1 伝達情報及び系統

2 伝達事項

第6章 防災訓練計画 (P. 南海-16)

3 1の防災訓練は、避難のための災害応急対策を中心とし、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

4 村は、大阪府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような、より具体的かつ実践的な訓練を行う。

(1) 要員参集訓練及び本部運営訓練

(2) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 (P. 南海-17)

1 村職員に対する教育（一部省略）

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

キ 応急危険度判定（建築物、宅地）、災害廃棄物に関する記載を追加した。

【第2部 災害予防対策計画／第1章／第1節 総合的防災体制の整備 P. 予防-8】

第12 応急危険度判定体制の整備

村は、大阪府と連携して、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための応急危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

村は、大阪府及び建築関係団体との連携により、応急危険度判定講習会を開催し、応急危険度判定士等の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

村は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備等、実施体制の整備を図る。

また、被災建築物応急危険度判定コーディネーターの育成を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

村は、大阪府及び建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

村は、大阪府及び建築関係団体との連携により、危険度判定講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

村は、判定主体として、資器材の整備、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備等、実施体制の整備を図る。

(3) 被災宅地危険度判定制度の普及啓発

村は、大阪府及び建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

【第2部 災害予防対策計画／第3章／第1節 市街地の防災機能の強化 P. 予防-60】

第6 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

3 災害廃棄物等処理（一部省略）

(1) 村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、あらかじめ仮置場の候補地及び最終処分までの処理ルートの検討、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示しておく。また、仮置場の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。

(2) 大阪府と協力して、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制の整備に努める。

(3) 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

(4) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

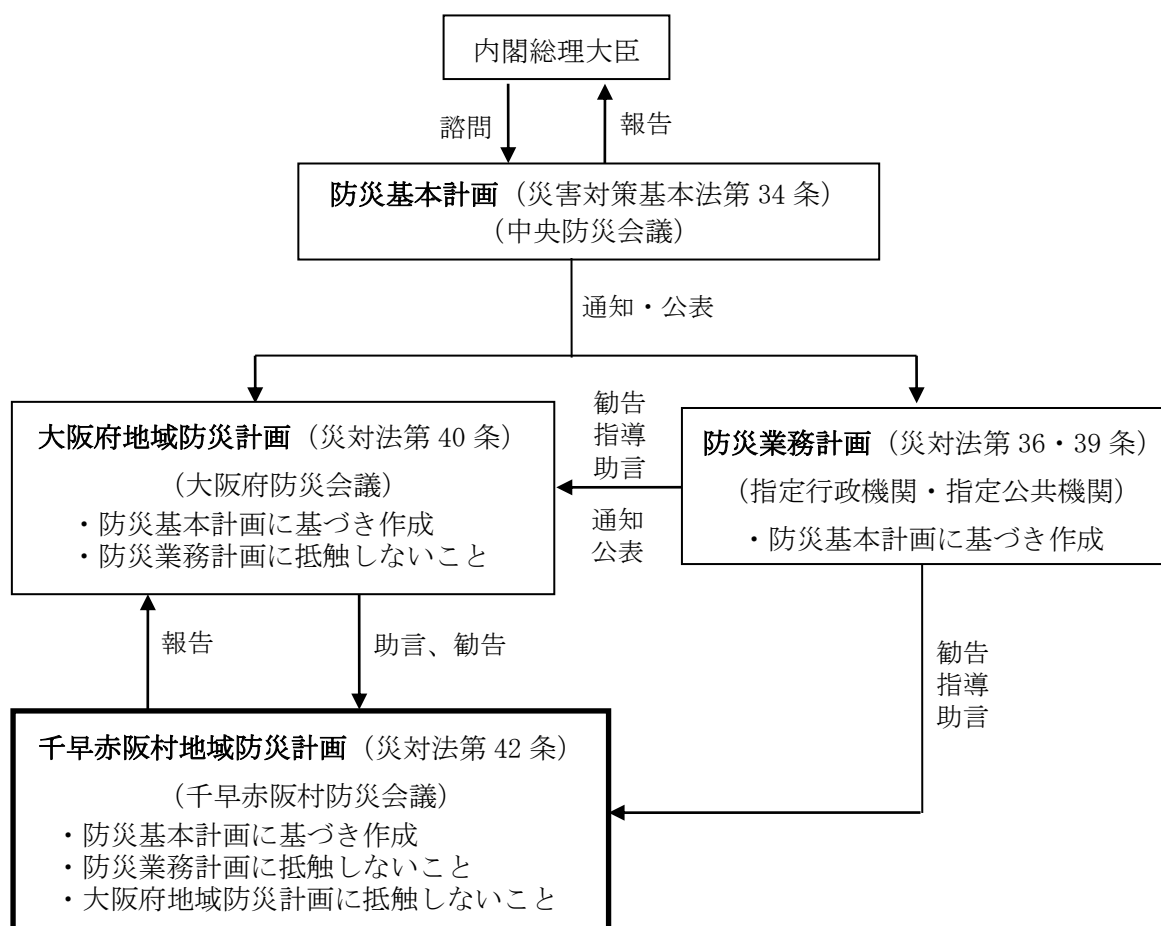
—参考資料—

参-1. 地域防災計画の位置づけ

- ・地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、千早赤阪村防災会議が作成する計画である。
- ・地域防災計画は、千早赤阪村のみならず、大阪府、防災関係機関が有する全機能を有機的に発揮し、村域における各種災害の予防、応急及び復旧対策を実施することにより、地域ならびに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としている。

■災害対策基本法（抜粋）

(市町村地域防災計画)
 第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。
 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 1. 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱



注) 防災業務計画：指定行政機関（内閣府に設置される庁、委員会等）の長はその所掌事務に関し、指定公共機関（独立行政法人、日本郵政公社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの）はその業務に関し、防災基本計画に基づき、その所掌事務または業務について作成する防災に関する計画。

参-2. 法改正等の動向

(1) 最近の法律の制定や改正の状況（平成28年6月以降）

国においては内閣府、平成28年4月の熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年の台風被害などの特徴や課題を踏まえ、被害想定のある方、被害軽減のための対策、今後の防災対策等について検討し、法律の制定や改正等を進めてきている。【表1】

■表1 国（内閣府、中央防災会議等）の動向

No	年月日	項目	所管
1	平成29年1月	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定	内閣府
2	平成29年4月11日	防災基本計画（熊本地震および台風災害の教訓等を踏まえた修正）	中央防災会議
3	平成29年5月19日	水防法等の一部改正 ・洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設の避難確保計画作成・避難訓練の義務化	国土交通省
4	平成29年6月19日	土砂災害防止法の改正 ・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画作成・避難訓練の義務化	国土交通省
5	平成30年6月27日	災害対策基本法の一部改正 ・被災都道府県からの応援を求めた都道府県が、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることができることを明確化	内閣府等
6	平成30年6月29日	防災基本計画の一部修正 ・関係法令の改正、最近の災害対応の教訓を踏まえた修正（各編）	中央防災会議
7	平成31年3月29日	避難勧告等に関するガイドラインの改定	内閣府
8	令和元年5月31日	防災基本計画の一部修正 ・平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正 ・前年に発生した災害への対応の教訓を踏まえた修正 ・その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正	中央防災会議
9	令和2年5月29日	防災基本計画の一部修正 ・令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正 ・令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正 ・最近の施策の進展等を踏まえた修正	中央防災会議
10	令和2年3月	災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定 ・一部損壊の住宅のうち、半壊等に準ずる程度の被害が生じた住宅（準半壊）を支援の対象として追加し、一部損壊は「準半壊に至らない（一部損壊）」に改定	内閣府
11	令和2年12月4日	被災者生活再建支援法の一部改正 ・支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）を追加	内閣府

(2) 災害対策基本法の一部改正

- ・災害対策基本法については、平成 30 年に一部改正されている。
- ・平成 30 年 6 月には、被災都道府県からの応援の求めを受けた都道府県が、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることができることについて、明確化している。

【表 2-1】

■表 2-1 災害対策基本法等の一部改正の概要（平成 30 年 6 月）

項目	概要
①被災都道府県からの応援の求めを受けた都道府県が、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることができることを明確化	・被災都道府県から応援の求めを受けた都道府県が、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることについて、応援職員の派遣根拠や費用負担・指揮監督権の在り方を規定することにより、地方公共団体間の広域応援体制の強化に資するものとした。

出典：内閣府資料

(3) 防災基本計画の修正

- ・国の防災基本計画は、平成 29 年 4 月、平成 30 年 6 月、令和元年 5 月、令和 2 年 5 月に修正が行われている。
- ・平成 29 年度は、平成 28 年熊本地震及び平成 28 年台風第 10 号災害の教訓等を踏まえ、被災者の生活環境の改善、生活復興支援、物資輸送の円滑化、ICT の活用、広域大規模災害を想定した備え、要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的計画の作成等の防災対策が強化されている。【表 3-1】
- ・平成 30 年度は、関係法令の改正を踏まえた修正として、要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化等や、災害対応の教訓を踏まえた修正が行われた。【表 3-2】
- ・令和元年度は、前年度に発生した災害からの教訓等を踏まえた修正として、住民の避難行動等を支援する防災情報の提供（5 段階の警戒レベル）、液状化ハザードマップの作成・公表、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応等に対する修正が行われた。【表 3-3】
- ・令和 2 年度は、前年度に発生した令和元年東日本台風、令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討・実施等について修正が行われた。【表 3-4】

■表 3-1 防災基本計画の修正のポイント（平成 29 年 4 月）

項 目	概 要
修正の背景	<ul style="list-style-type: none"> ○「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ」報告を踏まえた修正 ○「平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方」報告を踏まえた修正 ○その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正
主な内容	<p>1. 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討 WG 報告を踏まえた修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地方公共団体への支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 首長や幹部職員を対象とする研修による災害対応力の向上 ・ 地域や災害の特性を考慮した派遣職員の選定 ②被災者の生活環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者名簿情報の適切な管理 ・ 避難所運営に当たり専門家等との定期的な情報交換 ③応急的な住まいの確保や生活復興支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住家被害認定調査に関する体制の強化 ・ 罹災証明書の交付等を支援するシステムの活用検討 ④物資輸送の円滑化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配送状況やニーズ把握のための情報共有システムの整備 ・ 輸送拠点としての活用可能な民間事業者施設の把握 ⑤ICT の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報共有・活用に係るルール検討、最新の ICT の導入 ⑥自助・共助の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進 ⑦広域大規模災害を想定した備え <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎・避難所等の耐震化等による安全確保 等 <p>2. 平成 28 年台風 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）等を踏まえた修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告等の対象者の明確化、わかりやすい避難行動の伝達 ・ 要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的計画の作成 ・ 国や都道府県の市町村に対する助言・情報提供 ・ 災害時優先業務の絞り込み、全庁をあげた体制の構築 ・ 避難情報について、「避難指示（緊急）」及び「避難準備・高齢者等避難開始」へ名称変更 等 <p>3. その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「原子力災害対策マニュアル」の改訂等を踏まえた修正（現地での具体的な避難等の実施方針の作成・共有 等） ・ 港湾管理者及び漁港管理者による緊急通行車両の通行確保 ・ 企業における緊急地震速報受信装置の活用 等

出典：中央防災会議資料

■表 3-2 防災基本計画の修正のポイント（平成 30 年 6 月）

項目	概要
修正の背景	○関係法令の改正を踏まえた修正 ○最近の災害対応の教訓を踏まえた修正
主な内容	<p>1. 関係法令の改正を踏まえた修正</p> <p>①迅速な救助の実施（災害救助法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助実施市による救助と都道府県による連絡調整の実施 <p>②被害最小化や支援強化（道路法等、水防法等、港湾法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国による重要物流道路の指定及び災害復旧等代行制度の創設 ・国等による都道府県管理河川等の工事代行制度の充実 ・国による非常災害時の港湾施設の管理業務の実施 <p>③「逃げ遅れゼロ」の実現（水防法等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国による大規模氾濫減災協議会の創設 ・要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化 <p>2. 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正</p> <p>①平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害を踏まえた修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報河川・水位周知河川以外の河川に係る、市町村による避難勧告の発令基準の設定 ・土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川における透過型砂防堰堤や流木被害が発生するおそれのある森林における流木捕捉式治山ダムの設置等の対策強化 <p>②平成 30 年 1 月～2 月の大雪対応を踏まえた修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等による応援協定等について、実効性確保の重要性を理念として明確化 ・道路ネットワーク全体としての機能への影響を最小化するための措置を具体化

出典：中央防災会議資料

■表 3-3 防災基本計画の修正のポイント（令和元年 5 月）

項目	概要
修正の背景	○平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正 ○前年発生した災害への対応の教訓を踏まえた修正 ○その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正
主な内容	<p>1. 平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知 ・住民の避難行動等を支援する防災情報の提供 <p>2. 前年発生した災害への対応の教訓を踏まえた修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISUT（災害時情報集約支援チーム）の派遣 ・被災市区町村応援職員確保システムの充実 ・液状化ハザードマップの作成・公表 ・関係機関の緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理 ・走錨等に起因する事故防止のための監視体制の強化等 ・ため池の耐震化や統廃合の推進 <p>3. その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 ・外国人に対する防災・気象情報の多言語化 ・行政・NPO・ボランティア等の三者連携による情報共有会議の整備・強化 ・中小企業等における防災・減災対策の普及促進

出典：中央防災会議資料

■表 3-4 防災基本計画の修正のポイント（令和 2 年 5 月）

項目	概要
修正の背景	<ul style="list-style-type: none"> ○令和元年東日本台風（第 19 号）に係る検証を踏まえた修正 ○令和元年房総半島台風（第 15 号）に係る検証を踏まえた修正 ○その他最近の施策の進展等を踏まえた修正
主な内容	<p>○令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害リスクととるべき行動の理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知 ・避難に関する情報の意味（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等）の理解促進 ・豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施 2. 河川・気象情報の提供の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・災害危険度が高まる地域等、早期警戒を呼び掛ける情報をわかりやすく提供 3. 災害廃棄物処理体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・国、自治体、ボランティア等関係者の役割分担等を整理したマニュアルの作成、周知 4. 被災者生活・生業再建支援チームの開催のルール化 5. 自然災害即応・連携チーム会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・平常時から関係省庁間の情報交換・共有を実施 <p>○令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害に慣れていない自治体への支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府調査チーム等国の職員の迅速な派遣 ・現場における関係機関調整のための連絡会議、調整会議、現地作業調整会議の開催 ・危機管理・防災責任者を対象とした研修の実施 2. 長期停電・通信障害への対応強化 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備 ・病院等重要施設の非常用電源確保の推進 ・重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化 ・通信障害の状況等の関係機関への迅速な共有 3. 被災者への物資支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進 ・プッシュ型支援の標準的対象品目を一覧提示し、周知 <p>○最近の施策の進展等を踏まえた修正</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施 2. 船舶の走錨等による臨港道路の損壊防止のための防衝工設置 3. 無人航空機を活用した情報収集 4. 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成 5. 事業者による危険物流出事故の防止対策の推進

出典：中央防災会議資料

(4) 水防法の一部改正

- ・平成29年5月の改正では、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、訓練を実施しなければならないこととした。

【表4-1】

■表 4-1 水防法等の一部を改正する法律の概要（平成 29 年 6 月）

（土砂災害防止法の一部改正含む）

項目	概要
①大規模氾濫減災協議会の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。 ・水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。
②市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報（※）として住民へ周知する制度を創設。 <p>※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報</p>
③災害弱者の避難について地域全体での支援	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化（現行は努力義務）し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。
④国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。
⑤民間を活用した水防活動の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。
⑥浸水拡大を抑制する施設等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

出典：国土交通省水管理・国土保全局資料

参-3. 過去の災害による教訓・課題のまとめ

過去の災害による教訓・課題のうち、主なものを以下に示す。

(1) 熊本地震 (2016年(平成28年)4月)

- ・ 庁舎の耐震化の遅れ
地震により庁舎が使用不能となった。
- ・ 非構造部材の耐震化
天井の落下により、使用不能となる施設があった。
- ・ 支接受け入れ体制の整備
職員数の少ない市町村では、周辺の自治体や被災経験のある自治体からの支援を受け入れるための体制や、ネットワークづくりが必要である。
- ・ 災証明発行の遅れ
- ・ 避難所生活の長期化
避難所生活の長期化に伴い、生活環境の確保や要配慮者への対応が必要となった。

(2) 大阪北部地震 (2018年(平成30年)6月)

- ・ ブロック塀の倒壊、家具の転倒による死者の発生
- ・ 公共交通機関の運行停止による多数の帰宅困難者の発生
- ・ 高速道路通行止めによる一般道での渋滞発生
- ・ 外国人観光客への情報提供
- ・ 独居世帯の安否確認方策の検討

(3) 北海道胆振東部地震

- ・ 谷埋め盛土における液状化の発生
- ・ 大規模停電による混乱の発生

(4) 2018年(平成30年)7月豪雨

- ・ 住民が災害リスクについて正しく理解していなかった(浸水想定区域と浸水範囲はほぼ一致)
- ・ 災害リスクを理解していないことにより、避難行動をとっていない可能性がある
- ・ 土砂災害による死者のうち、約9割が土砂災害警戒区域内等で発生
- ・ ため池下流における災害リスクの周知不足
- ・ 提供される防災気象情報や避難情報等が住民に理解されていない
- ・ 小河川について、水位計やカメラ等の河川の状況を把握する手段が十分でない
- ・ 避難勧告等の発令基準の策定が進んでいない
- ・ ダムの異常洪水時防災操作に当たって、ダム管理者から発出する放流通知などの情報が、市町村の避難情報に直接的に結びつかない場合があった
- ・ 夜間や降雨中に避難行動をとることへの負担感があった可能性がある
- ・ 大雨の中では屋外スピーカーを用いた防災行政無線等からの音声は聞き取りづらい場合がある

- ・地域において住民同士で声を掛け合うことで、確実な避難につながり、被害を軽減した。

(5) 2018年(平成30年) 台風21号

- ・電柱の倒壊等による停電の発生、道路閉塞の発生
- ・高潮による浸水被害の発生
- ・空港全体の維持・復旧を目的とした空港BCP(事業継続計画)の再構築や浸水対策等、主要空港の機能確保等に向けた取組を推進

(6) 2019年(令和元年) 台風19号等

- ・地方自治体の災害対応にあたる技術職員や災害対応をマネジメントする知見を有する職員の不足等
- ・ブルーシートを設置できる地域の事業者が不足
- ・台風第15号においては、以下対応がなされたが、被災家屋へのブルーシート設置に時間を要した
 - 消防機関、建設業界、NPO団体、自衛隊等の設置支援
 - 千葉県による事業者とのマッチング
 - 施工方法等を紹介する講習会の開催
- ・ハザードマップの認知、活用が不足
- ・警戒レベル4の「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」の意味が正しく理解されていない
- ・「全員避難」や「命を守る最善の行動」の趣旨が住民に伝わっていない
- ・豪雨時の外出リスクが認識されていない
- ・災害時に市町村のホームページにアクセスが集中、サーバーがダウンする事例
- ・高齢者や障害者等の避難に課題
台風第19号における死者(84名)のうち65%が65歳以上の高齢者
自宅での死者(34名)のうち79%が高齢者
- ・大規模広域避難を行う場合の課題が顕在化
荒川下流域(江東5区)では、広域避難が初めて現実問題に
避難時間や避難先の確保が難しい等の課題が明らかに
利根川中流域においては、深夜に広域避難を実施
- ・大雨特別警報の解除後に下流部で氾濫が発生、解除後も引き続き警戒が必要であることの注意喚起が不十分
- ・「狩野川台風」を引用し呼びかけたが危機感が伝わらず
- ・地域の詳細な災害発生危険度を示す「危険度分布」について認知が不十分
- ・問い合わせ対応と災害対応が輻輳し洪水予報等の発表体制が脆弱になり、洪水予報等を発表できない事例
- ・河川監視カメラや水位計の監視範囲が限られ、また、現地確認ができず、決壊・越水の迅速な把握が困難
- ・水位等の河川情報を提供している国土交通省HP「川の防災情報」にアクセスが集中、つながりにくい状態に

- ・浸水想定区域の指定対象外の都道府県管理の中小河川が氾濫し被害が発生、中小河川においても、浸水想定範囲の設定や周知を推進する必要
- ・建築物の地下に設置されていた電気設備が浸水、エレベーターや水道が使用できなくなる被害が発生
- ・災害廃棄物の収集運搬体制が十分でなく、路上に堆積
- ・避難所運営や環境改善に女性の視点が不足

以上